

水の汚濁負荷量が前条第一項の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(規制基準の遵守義務)

法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 水質汚濁防止法第二十三条第四項の規定は、前項の規定による要請について準用する。

都道府県知事は、第一項に規定する湖沼特定施設について、第十条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(水質汚濁防止法の適用関係)

保全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの（以下「指定施設」という。）を設置しようとすると者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六条第一項の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について

(承継)
第十八条 水質汚濁防止法第十一條第一項及び第二項の規定は、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

第十四条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第七（湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例）しなければならない。

第十三條 指定地域における水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律（湖沼水質保全特別措置法第七条から第十条までの規定を

は、その代表者の氏名
指定施設の所在地
指定施設の種類
指定施設の構造

3 第十五条第二項の規定は、前項ただし書に規
届け出なければならない。ただし、河川法第三
十三条第三項の規定による届出をしたときは
この限りでない。

されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（みなし指定地域特定施設に係る排出水の排出の規制等）
第十四条 指定地域においては、湖沼の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の污水又は廃液を排出する施設として

五 2 指定施設の使用の方法
六 その他環境省令で定める事項
　　河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。
(経過措置)

定する場合について準用する。
(基準遵守義務)

第十一條 湖沼特定事業場を譲り受け、若しくは
借り受け、又は相続、合併若しくは分割により
取得した者は、第八条及び前条の規定の適用に
ついては、当該湖沼特定事業場の設置者の地位
を承継する。

政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域において」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域（以下この項において「特定地域」という。）において」と、「指定地

第十六条 一の施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内

(改善勧告及び改善命令) 第二十条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

(号) 第十三条第一項の經濟産業省令で定める施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関しては當該鉱山について、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年

域となつた」とあるのは「特定地域となつた」と、同法第六条第二項中「湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項」とあるのは「前条第一項又はこの項(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の一)の規定によりこれら規

に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

2 年法律第二百三十六号) 第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に関しては該湖沼特定施設について、第八条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。

定が適用される場合を含む。」)と、同法第十三条第四項中「第二条第二項若しくは第三項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

による届出をした者（第十五条第二項（前条等二項において準用する場合を含む。）の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。）は、第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたヒ

第十五条 指定地域において、水質汚濁防止法第

又は届出に係る指定施設の使用を廃止した
き、

づく権限を有する国の行政機関の長（第四項において単に「行政機関の長」という。）に対し、第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

二条第二項第二号に規定する項目に關し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を發生し、及び公共用水域に排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）であつて、湖沼の水質

3 ときは、その日から三十日以内に、その旨を却道府県知事に届け出なければならない。
第十五条第一項のただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

